

## 西宮市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）等に居住する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員（以下、「援助員」という。）の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的とする。

### (事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市（以下、「市」という。）とする。

### (運営)

第3条 この事業の運営は、別表1に掲げる社会福祉法人に委託する。

### (実施方法)

第4条 地域の状況に応じて、地域の資源や他事業の活用を図るとともに、以下のア～ウの事業を行う。

#### ア 高齢者住宅等安心確保計画の策定

- ① 市は高齢者の安否確認や生活相談等の支援を適切に行うための基本となる計画づくりを行う。
- ② 計画においては、次ぎに掲げる事項を定めるものとする。
  - a 市内における安否確認や生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業の量の見込み
  - b 援助員のほか、民生委員、老人クラブ、市社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の訪問活動に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
  - c 地域の関係機関との連携に関する事項
  - d その他本事業の円滑な実施を図るために市が必要と認める事項

#### イ 高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置

援助員等の訪問活動に従事する者や市を構成員とする高齢者住宅等安心確保連絡協議会を高齢者住宅等安心確保連絡協議会設置要綱に基づき設置し、緊急通報体制等整備事業における協力員等地域の関係機関との連携体制の整備を行う。

#### ウ 援助員の派遣

アの計画に基づき、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等を対象に、安否確認や生活相談等を行う援助員を派遣することができる。

なお、援助員の派遣については、ア及びイを踏まえた上で、必要性が認められる範囲で行うことができる。

#### ① 援助員の行うサービス

援助員の行うサービスは、次ぎに掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- a 生活指導・相談
- b 安否の確認

- c 一時的な家事援助
- d 緊急時の対応
- e 関係機関等との連絡
- f その他日常生活上必要な援助

② 援助員の身分

援助員は、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって市が適当と認めた者とする。

③ 援助員の研修

市は、援助員に対し、採用時及びその後適宜、業務に必要な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

④ 関連事業との連携

市は、援助員の派遣に当り、必要に応じ、訪問介護員の派遣、通所介護事業等を活用するなど高齢者に係る保健医療及び福祉の増進に関する諸事業との連携を図るものとする。

(経 費)

第5条 原則として無料とする。ただし、利用者が必要な経費については、利用者負担とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表 1

委託先	実施場所
社会福祉法人 聖徳園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営・県営樋ノ口町災害復興公営住宅</li> </ul>
社会福祉法人 明石恵泉福祉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営高須町 1 丁目災害復興公営住宅</li> <li>・市営西宮浜 4 丁目災害復興公営住宅</li> <li>・県営西宮浜高層災害復興公営住宅</li> <li>・県営西宮今津住宅</li> <li>・県営西宮櫛塚住宅</li> <li>・県営西宮浜松原住宅</li> </ul>